

三原市告示第78号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年5月18日

三原市長 天満祥典

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ・フレスタ三原店

三原市頼兼一丁目2672番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって代表者の氏名

大下 孝造 広島県三原市西野五丁目1番1号

岡崎 秀治 広島県三原市城町二丁目9番1-1101号

上田 章子 広島県三原市西野五丁目10番3号

上垣内 勇 広島県三原市西野三丁目20番15号

山根 七郎 広島県三原市西野三丁目2番33号

山根 一宏 広島県三原市西野三丁目16番15号

末信 馨 広島県三原市頼兼二丁目3番5号

岡 繁造 広島県三原市西宮一丁目29番2号

浦谷 誠 広島県三原市西野五丁目11番11号

山際 吉秋 広島県三原市西野三丁目8番22号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

ダイキ・フレスタ三原店

三原市頼兼一丁目2672番地1 外

(変更後)

DCMダイキ・フレスタ三原店

三原市頼兼一丁目2672番地1 外

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所
名称	代表者	
ダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市 美沢一丁目9番1号
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区 横川町三丁目2番36号

(変更後)

小売業者		住所
名称	代表者	
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市 美沢一丁目9番1号
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区 横川町三丁目2番36号

4 変更の日

平成27年3月1日

5 届出年月日

平成27年5月13日

6 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所5階）

7 届出等の縦覧期間及び時間帯

平成27年5月18日から平成27年9月18日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者

がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成27年9月18日

三原市経済部商工振興課